

ご意見を募集します

下川町鳥獣被害防止計画(第6次)(案)

についてご意見を募集します。

下川町では、エゾシカ、ヒグマなどの鳥獣による農作物被害が高い水準にあることから、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条に基づき、下川町鳥獣被害防止計画を策定し、被害対策の強化を図っています。

下川町鳥獣被害防止計画(第5次)が令和6年度で終了するため、下川町鳥獣被害防止計画(第6次)を新たに策定するものです。町民の皆様から「下川町鳥獣被害防止計画(第6次)」に関するご意見を募集します。

下川町鳥獣被害防止計画(第6次)(案)の概要

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--------------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 下川町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|--------|-----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| エゾシカ | 水稻 | 0.45ha 490千円 |
| | 小麦 | 0.14ha 20千円 |
| | デントコーン | 1.43ha 650千円 |
| | 牧草 | 18.36ha 4,957千円 |
| | 計 | 20.38ha 6,117千円 |
| ヒグマ | デントコーン | 7.28ha 3,312千円 |
| | 計 | 7.28ha 3,312千円 |
| 合 計 | | 27.66ha 9,429千円 |

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

○4月から10月にかけて食害や踏み荒らしの被害が発生し、特に牧草やデントコーンに多くの被害がある。近年では被害は減少傾向にあるが、生息数は依然として高い水準にある。

【ヒグマ】

○4月から11月にかけて山間部に多くの目撃情報があり、デントコーンの食害・踏み荒らしの被害がある。近年、墓地や民家近くでの目撃情報、人間を恐れないヒグマの出没など、住民の生活環境へも被害が生じる恐れがある。

【キツネ】

○4月から3月にかけて住宅地等の生活環境被害がある。

【アライグマ】

○現時点においては農業被害の報告は僅かだが、自家栽培作物の被害が確認されている。今後、生息域の拡大により農業被害が増加する恐れがある。

●エゾシカの被害金額

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 被害金額 | 8,344千円 | 7,604千円 | 6,163千円 | 7,082千円 | 6,117千円 |

●ヒグマの被害金額

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 被害金額 | 5,851千円 | 4,585千円 | 4,612千円 | 1,574千円 | 3,312千円 |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | | 現状値（令和6年度） | 目標値（令和9年度） |
|------|------|------------|------------|
| エゾシカ | 被害金額 | 6,117千円 | 5,505千円 |
| | 被害金額 | 20.38 ha | 18.34 ha |
| ヒグマ | 被害金額 | 3,312千円 | 2,981千円 |
| | 被害金額 | 7.28 ha | 6.55 ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 対象鳥獣 | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|------|----------------------------------|---|
| 捕獲等に関する取組 | エゾシカ | 地元猟友会の協力を得て、銃器、くくり罠、囲い罠により捕獲を実施。 | 捕獲従事者の高齢化等により、担い手不足の状況である一方、個体数は依然として高い水準であり、捕獲従事者の負担が増加している。より効率的で効果的な捕獲体制と担い手の育成が課題である。 |
| | ヒグマ | 目撃情報があった場合、注 | 発見者から出没通報を受け |

| | | | |
|---------------|----------|---|---|
| | | 意看板の設置及び行政情報告知端末による注意啓発と地元猟友会の協力を得て、パトロールを実施。農作物に継続的に被害を発生させる場合や人身事故の危険性が高い場合は、地元猟友会の協力を得て、箱罠・銃器により捕獲を実施。 | た後に出動しても、既に姿を消している場合が多く、出没する時間も銃器の使用が禁止されている明け方や夕方頃が多い。また、銃器による捕獲は、田畑の立地条件によっては安全性に問題があるため、使用が困難な場所もある。 |
| | キツネ | 生活環境に継続的に被害を発生させる場合は、地元猟友会の協力を得て、箱罠により捕獲を実施。 | 捕獲実績を上げるために、箱罠の設置方法の改善が必要である。 |
| | アライグマ | 平成25年度より、特定外来生物に係る防除計画の確認を受け、平成27年度から箱わなによる防除活動を開始している。 | 捕獲実績を上げるために、防除従事者の確保と捕獲技術の向上が必要である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | エゾシカ、ヒグマ | エゾシカ対策として平成22～30年度にかけて電気柵を30,335m設置。また、ヒグマ対策として市街地と森林の間に電気柵の設置や追払いを実施。 | 防鹿柵の設置により、設置した地区の被害は減少しているが、設置していない地区の被害が増加する恐れがある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | ヒグマ | 市街地と森林の間に緩衝帯を設置。 | |

(5) 今後の取組方針

これまで講じてきた地元猟友会による駆除を主たる手段とするが、より被害防止対策が活発になるよう以下の対策を講じ、農作物被害の軽減を図る。

- ①有害鳥獣の捕獲及び処理体制の見直し。
 - ◇鳥獣被害対策実施隊の編成、被害防止対策協議会で捕獲業務。
 - ◇ICT 囲い罠によるエゾシカ一斉捕獲の推進。
 - ◇西興部村鳥獣残渣処理施設等でエゾシカ残滓処理の共同利用。
- ②新たな担い手の確保と育成。
- ③アライグマに対しては、農産物被害発生状況及び生息情報の収集に努め、地元猟友会、農業者及び関係機関等と連携し、箱罠による捕獲を行い被害の軽減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|---|
| <p>【エゾシカ】 農作物の被害を軽減することを目的に、北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て、鳥獣捕獲許可従事者による捕獲を継続して実施する。銃器・くくり罠のほか、囲い罠による捕獲を実施する。</p> <p>【ヒグマ】 地域住民からの目撃情報があった場所を中心にパトロールを行う。なお、農作物への被害及び人身事故の危険性が高い場合は、北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て、箱罠及び銃器による捕獲を実施する。</p> <p>【キツネ】 地域住民からの目撃情報があった場所を調査し、必要性が高い場合は、地元猟友会の協力を得て、箱罠による捕獲を実施する。</p> <p>【アライグマ】 アライグマ捕獲に必要な講習会を随時開催し、捕獲従事者の育成を行うとともに、関係機関の協力を得て、有害鳥獣の出没地域及び被害状況を把握し、効率的な捕獲体制の構築を図る。</p> |
|---|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|-------|------------------------|
| 7 | エゾシカ | 狩猟免許の取得促進のための助成 |
| | ヒグマ | 捕獲奨励補助制度の継続 |
| | キツネ | 地元猟友会によるエゾシカの生息状況調査の実施 |
| | アライグマ | 研修会実施による防除従事者の拡大 |
| 8 | エゾシカ | 狩猟免許の取得促進のための助成 |
| | ヒグマ | 捕獲奨励補助制度の継続 |
| | キツネ | 地元猟友会によるエゾシカの生息状況調査の実施 |
| | アライグマ | 研修会実施による防除従事者の拡大 |
| 9 | エゾシカ | 狩猟免許の取得促進のための助成 |
| | ヒグマ | 捕獲奨励補助制度の継続 |
| | キツネ | 地元猟友会によるエゾシカの生息状況調査の実施 |
| | アライグマ | 研修会実施による防除従事者の拡大 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|-----------------------------|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| これまでの捕獲実績に新たな被害防止対策を考慮して設定。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|------|------|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| エゾシカ | 350頭 | 350頭 | 350頭 |
| ヒグマ | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| キツネ | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| アライグマ | 80頭 | 80頭 | 80頭 |

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：銃器、くくり罠、囲い罠 ○捕獲実施予定時期：4月から3月まで ○捕獲予定場所：下川町内一円（道指定鳥獣保護区を除く） <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：銃器及び箱罠 ○捕獲実施予定時期：4月から11月まで ○捕獲予定場所：下川町内一円（道指定鳥獣保護区を除く） <p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：箱罠 ○捕獲実施予定時期：4月から3月まで ○捕獲予定場所：下川町内一円（道指定鳥獣保護区を除く） <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○捕獲手段：箱罠 ○捕獲実施予定時期：4月から3月まで ○捕獲予定場所：下川町内一円（道指定鳥獣保護区を除く） |

| |
|---|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| <p>有害鳥獣を長年捕獲してきたことにより、警戒心が強く容易に近づくことができない個体が増えていることから、被害状況及び安全面等を十分考慮し、必要に応じて銃猟免許所持10年未満の鳥獣被害対策実施隊若しくは当該計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者にもライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。なお、使用に当たっては有害鳥獣駆除期間のみとし、見通しが良い安全な場所のみとする。</p> |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 下川町 | 該当なし |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|------|-----|-----|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| ヒグマ | — | — | — |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| エゾシカ | 侵入防止柵の管理 | 侵入防止柵の管理 | 侵入防止柵の管理 |
| ヒグマ | 侵入防止柵の管理・追払い | 侵入防止柵の管理・追払い | 侵入防止柵の管理・追払い |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

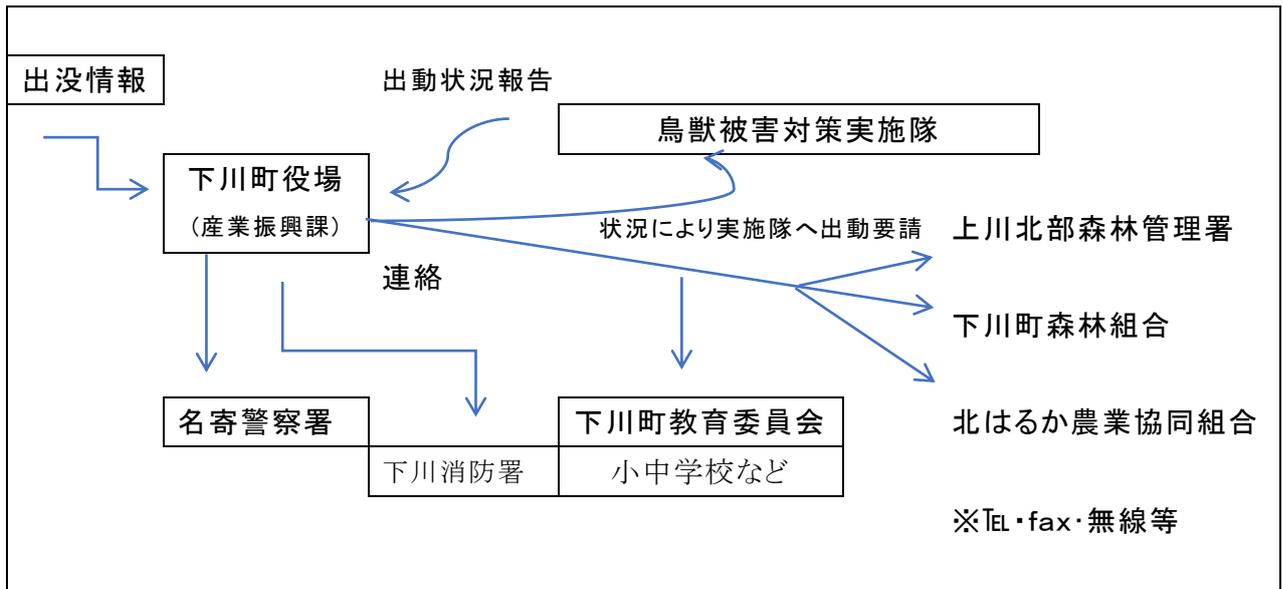
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|----|------|---|
| 7 | ヒグマ | ラジコン式草刈機を使用した町有地内の緩衝帯整備。出没箇所への注意看板の設置。ホームページ等による出没情報の周知。生ごみ等のヒグマを誘引する恐れのある物の適正管理。 |
| 8 | ヒグマ | 同上 |
| 9 | ヒグマ | 同上 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------------|--|
| 警察 | 平常時：出没場所付近の住民に対する注意喚起 緊急時：下川町と連携し住民の避難・注意喚起。 |
| 下川町 | 平常時：普及啓発、情報収集 緊急時：鳥獣被害対策実施隊に出動要請。警察と連携し住民の避難や対象鳥獣の駆除。 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 平常時：出没場所付近の見回り、痕跡の追跡・調査 緊急時：下川町・警察と連携し住民の避難や対象鳥獣の駆除。 |
| 北海道猟友会名寄支部下川部会 | 平常時：対象鳥獣の調査、見回り 緊急時：鳥獣被害対策実施隊員の派遣 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、一般廃棄物処理場へ運搬し処理する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は、捕獲現場で埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--|------|
| 食品 | 該当無し |
| ペットフード | 該当無し |
| 皮革 | 該当無し |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等) | 該当無し |

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 協議会の名称 | 下川町有害鳥獣被害対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 下川町 | 有害鳥獣被害状況の全体把握、鳥獣被害防止対策の推進、その他鳥獣被害防止に係 |

| | |
|----------------|------------------------|
| | る総合調整及び協議会の連絡・調整等 |
| 上川北部森林管理署 | 国有林への入林にかかる指導、協力、情報提供等 |
| 名寄警察署 | 交通事故対応、ヒグマ出没時の警備等 |
| 北はるか農業協同組合下川支所 | 農家からの被害情報の収集・提供 |
| 下川町森林組合 | 森林所有者からの被害情報の収集・提供 |
| 北海道猟友会名寄支部下川部会 | 対象鳥獣の捕獲等 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-----------------|--------------------------------|
| 北海道上川総合振興局農務課 | 鳥獣被害防止総合対策事業の情報提供、助言 |
| 北海道上川総合振興局環境生活課 | 有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、助言及び捕獲許可に関する事項等 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日より地元猟友会で編成。被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲等、被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査、その他鳥獣被害防止対策に関するものを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、各構成機関及び各関係機関との連携を密にし、具体的な被害防止策に取り組む。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし。

施行期日

この計画は、令和7年4月1日から実施する。

ご意見募集について

名 称 下川町鳥獣被害防止計画(第6次)(案)

応募期間 令和7年 3月 1日(土)～ 3月28日(金) 必着

意見用紙 住所、氏名(団体の名称及び代表者氏名)、連絡先、ご意見が記載されていまして、様式は問いません。

提出方法 直接提出：下川町産業振興課林業振興係窓口まで

郵 送：〒098-1206 下川町幸町 63 番地 下川町産業振興課宛

ファクシミリ：4-2517 下川町産業振興課 宛

電子メール：ringyo@town.shimokawa.hokkaido.jp

そ の 他 ご意見の要旨は公表します。ただし、住所や氏名は公表しません。